# 訪問診療の5つの取組み

(2) [1 3 キュア ケア リハビリテーション 連携 協働 モチベーション (予防) (治療) (経口維持・機能向上) (介護の方への助言・技術 (オーラルフレイル予防の 義歯 う蝕 歯周治療 口腔筋 嚥下訓練 口腔体操 的指導 多職種情報共有) 口腔清掃 舌苔 歯周予防等 ための健口教室) 口腔機能診断等 唾液腺マッサージ等 器具の保管 食事観察等 口腔機能管理 口腔衛生管理

専門医療

口腔ケア

協働作業

口腔観察

# 歯科訪問診療の原則

- ・疾病、傷病のため通院が困難で歯科医師により歯科治療が必要と認められる場合
- ・患者さんの同意を得た場合
- ・「在宅など」の場合 (通所系サービス先は認められません)
- ・半径16キロメートル以内の場合
- ・頻度の多い巡回的な診療ではなく、維持回復を目指す診療の場合 ※障がい、介護度の有無は関係ありません

#### 歯科訪問診療と介護保険 (R7.5現在)

介護施設の職員さんや在宅のケアマネージャーさんからよく相談されることがあります。ここでは関連する いくつかの保険項目について例をあげておきます

### 歯科訪問診療

歯科医師による治療 検査を医療保険により行います

・入れ歯の修理 作成 ・虫歯の治療 ・歯周治療 ・口腔粘膜処置 ・口腔機能低下症など…

## 歯科医師の診察から1月以内

管理・指導についての保険請求は訪問先により異なります(介護保険が優先)

在宅 養護老人ホーム グループホームなど の要介護者 要支援者 (要介護 要支援以外の患者さんは医療保険)

特別養護老人ホーム

居宅療養管理指導(歯科衛生士)

歯科医師の指示により歯科衛生士が行う

・口腔内清掃 ・義歯清掃指導 口腔機能訓練など… 月4回 がん末期は月6回まで

居宅療養管理指導(歯科医師)

- ・歯科疾患の管理計画作成、説明、ケアマネージャーに情報提供など… 月2回まで
  - ※ 居宅療養管理指導は介護保険の利用限度額 とは別扱いです

介護保険が優先

# 訪問歯科衛生指導

歯科医師の指示により歯科衛生士が行う

・口腔内清掃 ・義歯清掃指導 口腔機能訓練など… 月4回 緩和ケアは月8回まで (月3回以上で口腔衛生管理加算算定不可)

訪問口腔リハビリテーション

・歯科医師による口腔疾患、口腔機能訓練 指導 検査など… 月4回 緩和ケアは月8回まで

歯科疾患在宅療養管理

・歯科疾患の管理計画作成、説明、カルテ記載など…

医療保険でおこなう